

14	都市整備局	「街区再編まちづくり制度」の活用促進
事業概要	<p>街区再編まちづくり制度は、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」により創設された制度の一つである。</p> <p>この制度は、密集市街地などまちづくりの様々な課題を抱える地域において、細分化された敷地の統合や細街路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力ある街並みの実現を図るものである。</p> <p>具体的には、対象地域を「街並み再生地区」に指定し、地域におけるまちづくりの独自のガイドラインとなる「街並み再生方針」を定め、都市計画に基づく規制緩和を活用しながら、合意形成の整った地区から段階的に整備していく。</p>	
これまでの経過	<p>平成13年10月 「東京の新しい都市づくりビジョン」において、政策誘導型都市づくりの新たな独自ルールとして提案</p> <p>平成15年3月 都議会第一回定例会において「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」可決・成立（3月14日公布、10月1日施行）</p> <p>平成21年2月 「街区再編まちづくり制度活用方針」の策定</p> <p>4月 「街並み再生地区」指定の規模要件を緩和</p> <p>平成22年8月 「ひばりヶ丘駅北口地区」を街並み再生地区に指定</p> <p>平成23年11月 西東京市による「ひばりヶ丘駅北口地区地区計画」の都市計画決定</p> <p>平成24年9月 「武蔵小山駅東地区」の区域を拡大</p> <p>街並み再生地区（4地区を指定） 武蔵小山駅東地区（品川区）、南池袋二丁目地区（豊島区）、 新宿六丁目西北地区（新宿区）、ひばりヶ丘駅北口地区（西東京市）</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の活用による魅力的なまちづくりを推進するため、「街並み再生地区」の指定の規模要件を緩和するとともに、区市町村における制度の活用促進及び円滑な活用に向けて「街区再編まちづくり制度活用方針」を定めた。これらを踏まえ、区市町村とともに街並み再生地区の指定へ向けた調整を進めている。 ・各地区について、それぞれ地区計画の都市計画を決定し、順次事業化を図っている。 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年の条例制定以降、街並み再生地区の指定状況等を踏まえつつ、制度の一層の活用に向けて取り組んできた。 ・これらの取組を踏まえ、街並み再生地区の指定や地区計画の決定等に向けて区市町村と調整を図るなど、地域の魅力的なまちづくりを促進していく。 	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課	電話 03-5388-3261